

## 令和8年度 町単 夜間照明ガイドライン策定業務委託仕様書（案）

### 1. 委託業務の名称

令和8年度 町単 夜間照明ガイドライン策定業務委託

### 2. 業務委託期間

令和8年契約締結日の翌日から令和11年1月31日（水）までとする。

### 3. 業務の目的

近年、夜間の魅力向上や観光振興、安全な歩行空間の確保の観点から街路灯、建造物等のライトアップ、看板などの屋外照明の重要性が増している一方過剰な光は光害や周辺環境への影響を引き起こしている。

地域や用途ごとに町域全体の照明の調査を行い、指針を策定することで、適切な照明環境を明示することができ、町全体の夜間照明のあり方を誘導することで、良好な快適環境が創られる。

町の歴史的建造物、公共空間、商業エリア等における夜間景観の整備と運用指針として、『夜間照明ガイドライン』を策定し、安全で魅力的な夜間景観の形成と光害抑制を図ることを目的とする。

### 4. 業務の内容

#### (1) 作業方針の検討

委託者と打合せをした後、作業の具体的な実施方法、スケジュール、役割分担等を示した業務計画書（全体計画）を作成すること。また、各年度においても当該年度の業務計画書を作成すること。

#### (2) 基礎調査（現状把握）

軽井沢町全域において本町を象徴する地区を設定し、地区ごとに夜間の光環境の等の現地調査を行い、夜間照明の特徴や課題を抽出する。

- ・地域特性の把握（住宅地、商業地、観光地、自然環境など）
- ・四季を通しての照明状況の把握（ウインターフェスティバルなどのイベント等）
- ・既存照明設備調査（明るさ、照度、色温度）
- ・夜間照明実態調査（写真撮影、夜間調査）
- ・光害や迷惑な光（グレア）の特定
- ・現地調査は四半期ごとの夜間条件（例：早夜、深夜、未明、イベント時）を考慮し、地区ごとに少なくとも年2回（必要に応じ最大4回）実施すること。調査タイミングは季節（夏・冬）やイベントに合わせ調整する。

### (3) 方針検討・策定

基礎調査により確認された夜間照明に関する特徴や課題を踏まえ、本町における良好な照明環境の形成に向けた方針や地域特性に応じた対応策について地区（ゾーニング）ごとに方針を提案する。

- ・ゾーニング（住宅地、商業地、観光地、自然環境など）の検討
- ・照明の明るさ・色温度の基準策定
- ・上方光束比の削減など光対策基準

### (4) ガイドラインの作成

(2)及び(3)を基にガイドラインの素案を作成し、審議会やパブリックコメント等で提出された意見等を踏まえ、最終的な夜間照明ガイドラインとして取りまとめるものとする。

また、策定したガイドラインの要点を集約した夜間照明ガイドライン概要版及びパンフレットの原稿作成を行うものとする。

- ・基本方針の策定
- ・基準値（照度、色温度、点灯時間）や照明器具の選定基準（グレア防止対策等）のまとめ
- ・動植物への影響
- ・建築物、橋梁、公共空間のライトアップ事例・ルール作成
- ・関連施策と施策展開の方法
- ・ガイドライン策定に当たり以下について留意すること。

- ① ガイドラインは、町民、別荘所有者及び事業者並びに町内に建築物を建築する者がそれぞれ関係する項目を見つけやすい構成となるよう工夫すること。
- ② ガイドラインは、写真、イラスト等をふんだんに使用し、照明器具の写真や照明方法を図解することで理解しやすいものとし、取組に着手しやすいよう工夫をすること。

### (5) パブリックコメント実施に係る支援

ガイドラインに係るパブリックコメントで、提出された意見に対する町の考え方の原案作成に際し、専門的知見から支援すること。

### (6) 審議会等の運営支援

夜間照明ガイドライン策定に当たり、自然保護審議会、自然保護対策要綱改正検討部会への報告及び庁内検討会議の資料作成、会議への出席、必要に応じ資料説明等の運営支援を行うこと。

会議の開催は以下を予定している。

- ・自然保護審議会（年1回）
- ・自然保護対策要綱改正検討部会（年2回）
- ・自然保護対策要綱改正庁内検討会議（年2回）

※会議の開催は、進捗により変更する場合があります。

(7) 受託者からの独自提案

本事業の趣旨・目的にかなう提案や独自に企画など、より効果的な取組とするために必要と思われることがあれば、経費を含めて提案すること。

(8) 業務内容取りまとめ・報告書作成

① 年度ごとに業務内容の取りまとめを行い、報告書を作成の上、速やかに委託者に提出すること。(令和8年度分・令和9年度分・令和10年度分)

② 最終報告書の作成

各年度における検討結果、作成資料及び参考資料等について整理を行い、夜間照明ガイドライン策定業務報告書として取りまとめを行うものとする

5. 業務の体制

(1) 実施体制

受託者は、本業務の遂行に当たり、委託者の意図及び目的を十分理解し円滑な業務運営を図るために、本業務に必要な専門性や経験を有し、類似業務の受託経験のある技術者を置き、業務全般に渡る技術的管理を行わせ、その他適切な人員を配置し、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確・丁寧に行うこと。

(2) 連絡体制

委託者との連絡及び調整が速やかに行えるよう、明確な連絡体制を構築すること。

6. 成果品

下記成果品を履行期限までに提出すること。

(1) 業務報告書一式（作業記録簿、打合せ記録、調査結果一式、写真等の画像一式等）：1部

(2) ガイドライン冊子データ（カラー版、A4サイズ40ページ程度を想定）

(3) ガイドライン概要版データ（カラー版、A4サイズ12ページ程度を想定）

(4) 上記の電子データ（委託者との協議により決定する。）：1枚（CD-R等）

※最新版のウィルス対策ソフトでスキャン済みであること。

7. 関係機関及び関係団体等との打合せ等

本業務の遂行上必要と考えられる場合、受託者は委託者の了解を得た上で関係機関及び関係団体等と打合せ等を行うこと。打合せ等の内容については、その内容を速やかに整理、記録し、打合せ等報告書（様式任意）を作成の上、委託者に提出（打合せ等後、概ね14日以内）すること。

## 8. 引渡し前における成果品の使用等

委託者が指示し、受託者がこれを承諾した場合は、町は履行期間中においても成果品の全部又は一部を使用することができる。

## 9. その他

### その他

#### (1) 本業務における契約後の成果物の取扱い

① 本業務における成果物の所有権は、全て軽井沢町に帰属するものとする。

② 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に軽井沢町に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、軽井沢町は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

#### (2) 著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任及び費用負担を負うものとする。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないように留意すること。

(3) 成果品納入後に発生した、受託者の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(4) 受注者は、業務内容及びその成果等業務に関するすべての事項について秘密を保持しなければならない。当該業務が終了した時もまた同様とする。ただし、書面により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

(5) 本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウィルス感染に対する予防、検出及び駆除するための最新の処理を実施するものとする。

(6) 受託者から追加で企画提案された業務内容については、委託者と調整の上、実施するものとする。また、追加で企画提案された業務による当初契約の変更は行わないものとする。

(7) この仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

① 本仕様書に定めのない事項について協議により決定する場合、当該決定は書面により行い、双方の承認をもって効力を生じるものとする。

- ② 協議により追加で発生する費用は、受託者が事前に見積書を提出し、委託者が書面で承認したものに限り委託者負担とする。
- (8) 成果品納入後であっても、本業務内容及び成果品について、問い合わせその他の対応を求めることがある。
- (9) 受託者は、この契約に係る委託業務を遂行するに当たり、個人情報を取り扱う場合には、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

この仕様書は、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行うに当たり、募集時において予定している内容であり、契約の締結に際しては、受託候補者の提案内容を踏まえ、修正を行うことがあります。